行政サービスの使用料・手数料を改定します

改　定　に　つ　い　て

この度、本市の公共施設の使用料と証明発行等の手数料を改定します。
今回の料金改定は、税で負担する「公費負担」と利用者が負担する「受益者負担」の考え方を整理した「受益者負担の適正化に関する基本方針」に基づき、サービスに必要な料金を利用者に適切に負担いただくために行います。

改定の背景とポイント

物価高騰によるコスト増



- ✓ 行政サービスの運営には人件費やシステム経費などのコストがかかります。
- ✓ 物価高騰の影響でコストが増加し、将来にわたる安定運営に支障が出かねない状況です。

負担の公平性の確保



- ✓ 行政サービスは利用者が負担する「手数料・使用料」と、利用しない人を含む皆さまの「税金」で成り立っています。
- ✓ 料金改定により、この負担のバランスを是正します。

持続可能な行政サービスの提供



- ✓ 今回の改定は、行政サービスを長く使いやすく保つための見直しです。
- ✓ おおむね5年ごとに点検し、常に、時代に合った適正な料金であるように努めます。

Q & A

① 改定する料金の決め方

令和4年度から令和6年度までの3年間のサービス提供に係るコストを基に、サービス利用者が負担すべき料金を算出し、現行料金と比較して原則2割以上の乖離がある場合を対象としています。
その上で、現行料金の1.5倍を改定上限額として新料金を決めています。

②「使用料」や「手数料」を設定する理由

行政サービスには、「市民全員が日常的に使うもの」と「一部の方が利用するもの」があります。これらをすべて税金だけでまかなうと、サービスを利用する方としない方との間で不公平が生じてしまいます。そのため、サービスの提供コストの一部を利用者の方にも公平に負担いただく仕組み（受益者負担）をとっています。

③ なぜ「今」、このタイミングで改定するのか

基本方針に基づき、おおむね5年毎に料金の見直しを行います。前回の見直しから一定期間が経過し、その間に社会情勢や物価が大きく変化しました。サービスの質を落とすことなく、将来にわたって多くの人に利用していただくために、今回の改定を決定しました。

＜改定全体に関するお問い合わせ先＞
八王子市役所　財務部改革推進課（TEL042−686−0526）

あなたのみちを、あるけるまち。八王子

主 な 改 定 内 容

総合体育館（エスフォルタアリーナ八王子）の（主な）料金改定内容

令和9年（2027年）4月1日利用分から、新料金が適用されます。

貸室等の種類	現行料金			改定後料金		
	午前～午後	夜間	全日	午前～午後	夜間	全日
メインアリーナ（全面）	18,000円	19,800円	73,800円	30,000円	30,000円	120,000円
サブアリーナ（全面）	14,400円	14,400円	57,600円	21,600円	21,600円	86,400円
多目的室A	2,500円	2,500円	10,000円	3,500円	3,500円	14,000円
多目的室B	1,200円	1,200円	4,800円	1,600円	1,600円	6,400円
多目的室C	3,300円	3,300円	13,200円	4,600円	4,600円	18,400円
会議室（全面）	3,000円	3,000円	12,000円	4,800円	4,800円	19,200円
諸室	700円	700円	2,800円	1,100円	1,100円	4,400円

※上記の表は、料金改定の一部抜粋になります。総合体育館以外の運動施設も料金改定です。

改 定 日 ： 令 和 9 年 4 月 1 日「 公 共 施 設 の 使 用 料 」

市民センター、市民集会所、長房ふれあい館、学園都市センター、南大沢文化会館、J:COMホール八王子、大横・東浅川保健福祉センター、富士森・甲の原体育館、エスフォルタアリーナ八王子、生涯学習センター（分館含む）　など

※上記施設及び料金表は、料金改定の一例です。詳細はホームページよりご確認ください。

＜運動施設の料金に関するお問い合わせ先＞
八王子市役所　スポーツ振興課　（TEL042－625－2305）

あなたのみちを、あるけるまち。八王子